洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

１　本実施要領の趣旨

　　当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、

最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要

な事項を定めるものとする。

２　業務目的

　　国では、2030年度に温室効果ガスを2013年度比46％削減すると表明し、この

ことを踏まえた地球温暖化対策計画の改定が閣議決定された。また、地球温暖化対

策の推進に関する法律が改正され、第21条第4項に基づき、実行計画に地域の再

生可能エネルギーを活用した脱炭素化の施策やその実施に関する目標等を追加す

るよう努めることとされたところである。

　本業務では、洞爺湖町（以下「当町」という。）がカーボンニュートラルを実現す

るための具体的対策・施策等を検討するとともに、これら対策・施策等を推進する

ことを目的とする、当町の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に係る支

援業務を委託するものである。

３　業務概要

1. 業務名称　洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託
2. 発 注 者　洞爺湖町
3. 履行期間　契約締結日～令和７年１月31日（２年間）

　　　　　契約締結日は、令和5年8月下旬以降を予定している。

1. 業務内容　「洞爺湖町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託仕様

書」のとおり

４　提案限度額

　　12,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とし、これを超える金額

での提案は認められないものとする。

　※上限額を超える提案は失格とする。なお、契約時の予定価格ではない。

５　参加資格要件

　　本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

1. 基本事項

ア　洞爺湖町建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていること（※登録

されていない場合は７⑷ア参照）

イ　本公告の日から提案採用者決定日までの間に、洞爺湖町競争入札参加資格

者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者

ウ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、

次の各号に該当しない者

1. 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
2. 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
3. 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者

エ　個人又は法人若しくは団体の役員等（個人である場合はその者、法人である

場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の

代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与してい

る者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力

団員でないこと。

オ　北海道内に事業所を有していること。

1. 個別事項

ア　過去5年以内に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定支援又は地方公共団体による「地

域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の策

定支援を道内自治体に対し請け負った実績があること。

　　イ　個人情報等の機密情報の取扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用

が行われていること。

６　選考スケジュール

　　契約締結に至るまでの予定スケジュールは、以下のとおりとする。ただし、土曜

日、日曜日及び祝日など、当町が休日を定める条例に規定する町の休日には、受付

等は行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査進捗等により若干変

更する場合がある。

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 期日等 |
| 1. 実施要領・仕様書等の公表 | 令和5年７月５日（水）～7月12日（水） |
| 1. 参加表明書提出期限 | 令和5年7月12日（水）午後5時まで |
| 1. 参加資格結果通知 | 令和5年7月18日（火） |
| 1. 質問書受付期間 | 令和5年7月18日（火）～7月24日（月） |
| 1. 質問書に対する回答期限 | 令和5年7月27日（木） |
| 1. 企画提案書の提出期限 | 令和5年８月３日（木）午後5時まで |
| 1. 書類審査結果通知 | 令和5年8月10日（木） |
| 1. 選考委員会（プレゼン） | 令和5年8月17日（木） |
| 1. 選定結果通知 | 令和5年8月23日（水） |
| 1. 契約締結（予定） | 令和5年8月30日（水） |

７　参加表明書の提出

　　本プロポーザルに参加をする者は、必要書類を持参又は郵送**（提出期限日必着）**

により提出すること。

1. 受付期間

令和5年７月５日（水）～令和5年7月12日（水）

1. 受付時間

午前9時00分～午後5時00分

1. 受付場所

〒049-5692　洞爺湖町栄町58番地

洞爺湖町役場経済部環境課（担当：佐藤）

1. 受付方法

以下の書類を1部、持参又は郵送**（提出期限日必着）**により提出すること。

ア　参加表明書兼参加資格確認申請書（様式第1号）

　　洞爺湖町建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者は、下表の

書類を添付すること。

　なお、証明書は提出日3か月以内に発行されたものでなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 書類名 | 提出上の注意 |
|  | 履歴事項全部証明書（原本） | 法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書 |
|  | 印鑑証明書（原本） | 法務局で発行する法人の印鑑証明 |
|  | 使用印鑑届兼委任状（様式第2号） |  |
|  | 財務諸表 | 直近2年分の決算書 |
|  | 委任状（任意様式） | 支店等を代理人とする場合 |
|  | 営業所等一覧（様式第3号） | 営業所等を有する場合のみ |
|  | 国税及び地方税に未納がないことの証明書（原本） | ・税務署で発行する法人の法人税並びに  消費税及び地方消費税の納税証明書  ・北海道税の完納証明書（北海道に本店  又は営業所を有する場合のみ。道税事  務所発行）  ・洞爺湖町税納税証明書（洞爺湖町内に  本店又は営業所を有する場合のみ。洞  爺湖町発行） |

イ　５⑵個別事項に記載したものを確認できるものの写し

８　参加資格審査結果の通知

　　参加資格審査結果通知は、令和5年７月18日（火）に、各応募者へ参加資格審

査結果通知書（様式第4号）にて郵送及び電子メールにより通知する。

　なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にて企画提案書の提出方

法及びプレゼンテーションの日程を通知する。

９　質問の受付について

1. 受付期間

令和5年７月18日（火）～令和５年７月24日（月）

1. 質問方法

所定の質問書（様式第5号）に必要事項を記入の上、事務局にＦＡＸ又は電子メールにて提出すること。ＦＡＸ又は電子メール送信後、事務局まで電話にて送信確認すること。

［電子メール］[sawayaka@town.toyako.lg.jp](mailto:sawayaka@town.toyako.lg.jp)

［ＦＡＸ］0142-76-4727

1. 回答

すべての質問及び回答は、令和５年７月27日（木）までに、当町ホームページ上において質問内容とともに掲載する。

10　参加者が一者でない場合の取扱い

　　参加表明者又はプレゼンテーション参加者が一者となった場合、当該一者でプレ

ゼンテーションを実施する。また、参加表明者がない場合又は辞退等によりプレゼ

ンテーション参加者がない場合は中止とする。

11　企画提案書の提出について

1. 提出資料

次の資料を提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 提案書類名 | 提出上の注意 |
|  | 企画提案書等提出届（様式第6号） |  |
|  | 企画提案書（任意様式） | 記載内容については、本実施要領11⑵を参照すること |
|  | 会社概要書（様式第7号） | 事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの |
|  | 業務実績書（様式第8号） | 地方公共団体地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定及び地方公共団体による「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の策定支援実績について記載すること（他分野を含む） |
|  | 業務実施体制（様式第9号） | 業務の実施体制（組織、事業責任者及び担当者の氏名や人数等）について記載すること |
|  | 受託金額見積書及び見積詳細書（任意様式） | 内訳（人件費、直接経費、一般管理費等）について、積算根拠を詳細に記載すること |

1. 企画提案書（任意様式）

ア　企画提案書の様式

1. 企画提案書は縦置き横書きで、基本的にＡ４版両面印刷で左綴じすること。

ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、スケジュール等資料の作成上Ａ３版を利用した方がわかりやすい場合は、Ａ３版の利用も可とする。

1. 企画提案書は、目次及びページ番号を付すこと。なお、ページ数に制限は

定めない。

1. 企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

　　イ　企画提案書の記載内容

　　　　別紙の仕様書及び本実施要領13⑵選考基準の評価基準の項目ごとに、業務

の進め方、手法等の技術的な提案について、具体的に記載すること。ただし、

提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項について

は、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

　⑶ 提出方法

　　 ・持参又は郵送（配達証明書、到着日時の記録が残るものを使用すること）によ

り事務局へ提出すること。

　　 ・正本を1部、副本（コピー可）を７部提出すること。

　　 ・正本はＡ４版フラットファイルに綴りインデックスを付け、ファイル表紙及

び背表紙に事業者名を記載し、ページ番号を付すこと。

　　 ・電子媒体として、Microsoft　Office　Excel、Word又はPowerPointのいずれ

　　　かで作成したものをCD-R又はDVD-Rにて1部提出すること。

⑷ 提出期限

令和5年８月３日（木）午後5時まで（必着）

※提出期限内であれば、再提出（差し替え含む）は可能とする。

1. 提出に当たっての留意点について

ア　内容に間違い、不足がないか十分に確認すること。

イ　提案に際し要した費用は、各参加事業者の負担とする。

ウ　提出資料は理由の如何なく返却しない。

エ　提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

オ　提出資料及びその複製は、企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用し

ない。

カ　契約履行過程で生じた制作物の著作権は、洞爺湖町に帰属する。

キ　企画提案書の作成のため洞爺湖町から受領した資料は選定結果通知後、廃

棄すること。また、洞爺湖町の了承なく公表又は使用しないこと。

12　プレゼンテーションの実施について

1. 実施日

令和5年８月17日（木）（予定）

※実施の詳細については、参加事業者に追って連絡する。

　⑵ 実施場所

　　 洞爺湖町役場本庁舎（洞爺湖町栄町58番地）　３階３０２会議室

1. 実施内容

一者につき、準備５分以内、プレゼンテーション３０分、質疑応答１０分程度とする。ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間帯を短縮することがある。

1. 会場設営

スクリーン、プロジェクター設置については事務局で行う。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

1. 出席者

３名以内とする。なお、本業務に携わる予定者を含めることとし、その者が企画提案について説明すること。

⑹ その他

プレゼンテーションの実施順序については、企画提案書の受理順とする。

13　選考方法について

1. 選考方法

ア　提案採用者は、公募型プロポーザル方式により選考する。

イ　選考は、プロポーザル審査委員会において定めた「洞爺湖町地球温暖化対

策実行計画（区域施策編）策定業務委託公募型プロポーザル選考基準表」に基

づき、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等の内容により審査

する。

ウ　選考の結果、評価得点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、契約の交

渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合には、次に評価得点の高

い者から順に交渉を行う。

エ　最も高い評価得点を獲得した参加事業者が複数ある場合には、重要度が高

い評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価得点を獲得

した提案者を優先交渉権者として選考する。この場合においても参加事業者

が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交

渉権者を選考する

オ　プロポーザル審査委員会の評価得点の合計が全体の6割未満である場合は、

優先交渉権者として選考しないものとする。

カ　優先交渉権は、契約締結結果を洞爺湖町ホームページに公表することに

より消滅する。

⑵ 選考基準

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 |
| 実施方針 | ・目的や内容を理解し、仕様書の内容を具現化した成果物をイメー  ジできる方針が示されているか。 |
| 実施工程 | ・業務フローや工程表は、明確かつ適切に作成されており、仕様書  及び令和５年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の期限  を踏まえた工程となっているか。 |
| 実施体制 | ・業務を円滑に実施するための人員の確保や連絡体制は確立されて  いるか。  ・当町からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。 |
| 理 解 度 | ・地球温暖化対策実行計画及び地域脱炭素実現に向けた再エネの最  大限導入のための計画づくりに関する知識が豊富であるか。  ・仕様書の内容を適切に反映した提案となっているか。 |
| 現状把握  課題解決（※） | ・自社のノウハウを活用し、客観的根拠のある情報を組み合わせて  いるか。  ・当町の現状を把握し、計画策定において考慮すべき課題を的確に  抽出し、課題解決のための手法が具体的に記載されているか。  ・再生可能エネルギーの導入目標と地域課題が同時解決可能な政策  及び指標の検討がされているか。 |
| 実 現 性（※） | ・提案内容に具体性があり、円滑な業務の実施が可能であるか。  ・当町の特性を生かした将来ビジョン及び脱炭素シナリオの作成並  びに温室効果ガス排出量の削減等の施策検討方法は、当町の自然  的・社会的特性に沿った提案となっているか。 |
| 発 想 力（※） | ・仕様書に示した業務の水準に加えて、新たな視点や業務の目的を  より効果的に達成し得る提案等が示されているか。 |
| 提案意欲 | ・業務に取り組む意欲が感じられ、説明がわかりやすく、質問に対  する応答が明確であるか。 |
| そ の 他 | ・過去５年間で本業務と同種の業務経験が豊富にあるか。  ・管理技術者及び主任技術者は同種の業務経験が豊富にあるか。  ・見積価格は提案上限額の範囲内で、適正に算出しているか。 |

（※）特に重点を置いている評価基準の項目

14　選考結果の通知について

1. 選考結果は、参加事業者に対し、令和5年8月23日（水）に選考結果通知書（様式第11号）にて郵送及び電子メールにより通知する。また、洞爺湖町ホームページにも選考結果を公表する。
2. 選考結果通知書に記載した内容以外の質問には回答しない。また、選考結果についての異議申し立ては受け付けない。

15　契約に関する基本事項について

1. 契約方法

優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い事業者と契約締結の交渉を行う。なお、契約締結の交渉結果、合意に至らなかったときは、評価得点の高い者から順に契約締結の交渉を行う。

1. 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、見積書を提出し、決定するものとする。

16　その他

1. 辞退について

参加資格を有すると認められた者が企画提案書の提出を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日前日（休日の場合は、直前の開庁日）の午後5時までにプロポーザル参加辞退届（様式第10号）を提出すること。

1. 失格となる場合について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア　契約締結までの間に参加資格を満たさなくなったとき

イ　参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき

ウ　この要領に定める提出書類の提出方法その他の条件に適合していないもの

エ　審査の公平性を害する行為があったとき

17　問い合わせ先及び提出先

　　担当部署　　　　洞爺湖町役場経済部環境課（担当：佐藤）

　　電子メール　　　[sawayaka@town.toyako.lg.jp](mailto:sawayaka@town.toyako.lg.jp)

　　住　　所　　　　〒049-5692　洞爺湖町栄町58番地

　　電　　話　　　　0142-74-3006

　　Ｆ Ａ Ｘ　　　　0142-76-4727